(六)　債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例について、贈与された資産又はその資産に設定された権利のうち内国法人の事業の用に供されている部分の計算方法及び債務処理計画の要件を定めることとした。（第二五条の一八の二関係）

(七)　住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、本特例の増改築等の対象に国土交通大臣が財務大臣と協議して定める一定のエネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替を加える措置を平成二五年一二月三一日まで延長することとした。（第二六条関係）

(八)　特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例について、本特例の断熱改修工事等の対象に国土交通大臣が財務大臣と協議して定める一定のエネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替を加える措置を平成二五年一二月三一日まで延長することとした。（第二六条の四関係）

2　法人課税

(一)　法人課税信託の受託者等に関する通則について、半島振興対策実施地域等における工業用機械等の割増償却制度の中小規模法人等の判定から法人課税信託の受託法人を除外することとした。（第一条の二関係）

(二)　試験研究を行った場合の特別税額控除制度について、特別試験研究費の範囲に試験研究を行うための拠点を有する一定の中小企業者に委託する試験研究等に係る費用を加えることとした。（第五条の三、第二七条の四及び第三九条の三九関係）

(三)　エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、対象となるエネルギー環境負荷低減推進設備等に水力の利用に著しく資する機械その他の減価償却資産を追加する等の見直しを行うこととした。（第五条の四、第二七条の五及び第三九条の四〇関係）

(四)　国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、対象となる開発研究用の器具及び備品の取得価額の最低限度等を定めることとした。（第二七条の一一及び第三九条の四五関係）

(五)　国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は特別税額控除制度について、国内の設備投資額が増加していることの要件の基準となる比較取得資産総額の細目等を定めることとした。（第五条の六の二、第二七条の一二の二及び第三九条の四五の三関係）

(六)　特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、対象となる経営改善設備の取得価額の最低限度、対象となる事業の範囲等を定めることとした。（第五条の六の三、第二七条の一二の三及び第三九条の四五の四関係）

(七)　雇用者給与等支給額が増加した場合の特別税額控除制度について、国内雇用者、平均給与等支給額等の細目、組織再編成があった場合における基準雇用者給与等支給額等の計算方法等を定めることとした。（第五条の六の四、第二七条の一二の四及び第三九条の四五の五関係）

(八)　特定信頼性向上設備の特別償却制度について、対象となる特定信頼性向上設備の範囲等を定めることとした。（第二八条の八及び第三九条の五三関係）

(九)　特定地域における工業用機械等の特別償却制度について、次の改正を行うこととした。（第六条の三、第二八条の九及び第三九条の五六関係）

(1)　過疎地域及び振興山村に係る特別償却制度の適用期限を二年延長する。

(2)　半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域及び奄美群島に係る割増償却制度について、対象となる事業の範囲等を定めるとともに、その適用期間を平成二五年四月一日から平成二七年三月三一日（奄美群島に係る措置については、平成二六年三月三一日）までとする。

(一〇)　特定再開発建築物等の割増償却制度における都市再開発法の施設建築物に係る措置について、対象となる施設建築物が建築される市街地再開発事業の要件を市街地再開発事業の施行される土地の区域の面積が五、〇〇〇平方メートル以上であることとした。（第七条の二、第二九条の五及び第三九条の六四関係）

(一一)　保険会社等の異常危険準備金制度について、次のとおり見直しを行うこととした。（第三三条の五及び第三九条の八三関係）

(1)　火災保険等に係る積立率の特例における積立率を五パーセント（改正前四パーセント）に引き上げる。

(2)　火災保険等及び火災共済に係る積立率の特例の適用期限を三年延長する。

(三)　中部国際空港整備準備金制度について、積立限度額の計算の細目等を定めることとした。（第三三条の六の三及び第三九条の八四の三関係）

(三)　探鉱準備金又は海外探鉱準備金制度について、その対象となる安定的な供給を確保することが特に必要な鉱物の範囲を定めるほか、海外探鉱準備金制度について、その対象となる国内鉱業者に準ずるものの範囲を定めるとともに、次のとおり、海外自主開発法人の要件の見直しを行うこととした。（第一四条、第三四条及び第三九条の八八関係）

(1)　国内鉱業者等及び共同出資法人による出資等割合要件を二五パーセント（改正前五〇パーセント）以上に引き下げる。

(2)　採取鉱物引取数量割合要件を三〇パーセント（改正前五〇パーセント）以上に引き下げる。

(3)　要件に「国内鉱業者等による出資等割合が二〇パーセント以上であること」及び「海外自主開発法人に国内鉱業者等の役員及び国内鉱業者等又は他の会社の技術者が派遣されていること」を加える。

(四)　対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例について、特定準日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の細目等を定めることとした。（第三五条の二及び第三九条の八九の二関係）

(五)　確定申告書の提出期限の延長の特例に係る利子税の延長の特例について、制度の対象となる期間から利子税の割合を特例基準割合とする年に含まれる期間を除くこととした。（第三九条の一一及び第三九条の一一一関係）

(六)　特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例について、金融商品取引法等の一部改正に伴う委託者保護基金に関する経過措置に対応した所要の整備を行うこととした。（第三九条の二二関係）

(七)　社会保険診療報酬の所得の計算の特例について、適用要件における総収入金額の範囲を定めることとした。（第三九条の二四の二及び第三九条の一二二の二関係）

(六)　中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例について、再生計画認可の決定があったことに準ずる事実等の細目を定めることとした。（第三九条の二八の二及び第三九条の一二四の二関係）

3　国際課税

(一)　国外関連者との取引に係る課税の特例について、独立企業間価格を算定する際の利益水準指標に営業費用売上総利益率を加えることとした。（第三九条の一二及び第三九条の一一二関係）

(二)　内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例について、特定外国子会社等の所得に対して本店所在地国において外国法人税を課されない場合であっても、本特例に係る益金算入額の計算の基礎となった所得に対して本店所在地国以外の国において外国法人税が課されるときには、本特例に係る益金算入額は、外国税額控除の適用上、国外所得金額に含まれることとした。（第三九条の一一八及び第三九条の一一八関係）

4　資産課税

(一)　直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用対象となる教育資金の範囲、特例の適用を受けるための手続、教育資金管理契約に定めるべき事項及び教育資金管理契約が終了した場合の贈与税の計算方法の細目等を定めることとした。（第四〇条の四の三関係）

(二)　農地等についての贈与税の納税猶予制度について、営農困難時貸付けを行う場合における営農困難とされる状態の範囲に、農業に従事することを不可能にさせる故障として農林水産大臣が財務大臣と協議して定めるものを有するに至ったことにつき市町村長又は特別区の区長の認定を受けていることを加えることとした。（第四〇条の六関係）